

特別養護老人ホームメドック東浦



介護保険法及びこれに関係する法令・省令に基づき、各介護度別に所得により4段階の負担限度額が定められています。



サービス利用料金表（1ヶ月あたり30日として）

介護保険加算分

1単位＝10.14円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護保険一割負担	19,080単位	21,090単位	23,280単位	25,290単位	27,300単位
② 看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	360単位				
③ 栄養マネジメント加算	420単位				
④ 日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380単位				
⑤ 個別機能訓練指導加算	360単位				
⑥ 夜勤職員配置加算Ⅱ	540単位				
⑦ 口腔衛生管理体制加算	30単位／月				
⑧ 療養食加算	【対象者のみ】 540単位				
⑨ 経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	【対象者のみ】 400単位・100単位／月				
⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	【対象者のみ】 200単位／日（7日限度）				
⑪ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数【①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+（⑧+⑨+⑩）】の8.3%				

実費負担分

⑫ ホテルコスト	67,080円
⑬ 食事代	48,000円

※医療費、薬剤費は含まれておりません。

1ヶ月の利用料金目安《小数点以下切り捨て》

$$【①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪】 \times 1.014 + ⑫ + ⑬$$

負担割合1割：例.要介護1:139,426円、要介護2:141,634円、要介護3:144,039円、要介護4:146,246円、要介護5:148,453円

負担割合2割：例.要介護1:163,772円、要介護2:168,188円、要介護3:172,998円、要介護4:177,412円、要介護5:181,826円

（1ヶ月限度）

		ホテルコスト		食事代	
世帯全員が市町村民税非課税者	第1段階（老齢福祉年金受給者）	⑭	25,000円	⑮	10,000円
	第2段階（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方）	⑯	25,000円	⑰	12,000円
	第3段階（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方）	⑱	40,000円	⑲	20,000円
	* 年金収入のみの場合80万円超226万円以下				

第1段階《小数点以下切り捨て》

$$【①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪】 \times 1.014 + ⑭ + ⑮$$

例.要介護1:59,346円、要介護2:61,554円、要介護3:63,959円、要介護4:66,166円、要介護5:68,373円

第2段階《小数点以下切り捨て》

$$【①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪】 \times 1.014 + ⑯ + ⑰$$

例.要介護1:61,346円、要介護2:63,554円、要介護3:65,959円、要介護4:68,166円、要介護5:70,373円

第3段階《小数点以下切り捨て》

$$【①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪】 \times 1.014 + ⑱ + ⑲$$

例.要介護1:84,346円、要介護2:86,554円、要介護3:88,959円、要介護4:91,166円、要介護5:93,373円

※介護保険負担限度額認定証の提示が無い場合は、第4段階として取り扱います。

加算料金

初期加算料金（入所後30日に限り一日につき）		30単位
外泊時加算（月6日間に限り一日につき）		246単位
看取り 介護加算Ⅱ	死亡日	1,580単位
	死亡日前日・前々日	780単位
	死亡日以前4日以上30日以下（一日につき）	144単位
理美容代（一回につき）【1週間前までに要予約】		実費

※その他趣味娯楽費、お小遣い等雑費が必要となります。

平成30年4月1日現在